

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年12月 日

大阪府知事 様

住 所 箕面市萱野5-7-1

提出者

氏 名 箕面市立病院

病院事業管理者 大橋 修二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-728-2001

受付
05.12.02
産指第 号
大阪府

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	箕面市立病院
事 業 場 の 所 在 地	箕面市萱野5-7-1
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	83：病院
② 事 業 の 規 模	317床
③ 従 業 員 数	480人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	196 t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状	感染性廃棄物の発生場所ごとの発生量を把握している。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	排出量	195 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	上記分別の徹底を行い、さらなる発生抑制に努める。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	感染性廃棄物の発生場所ごとの発生量を把握している。
①現状	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	上記分別の徹底を行い、さらなる発生抑制に努める。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
予定なし。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
予定なし。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない。			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
予定なし。			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

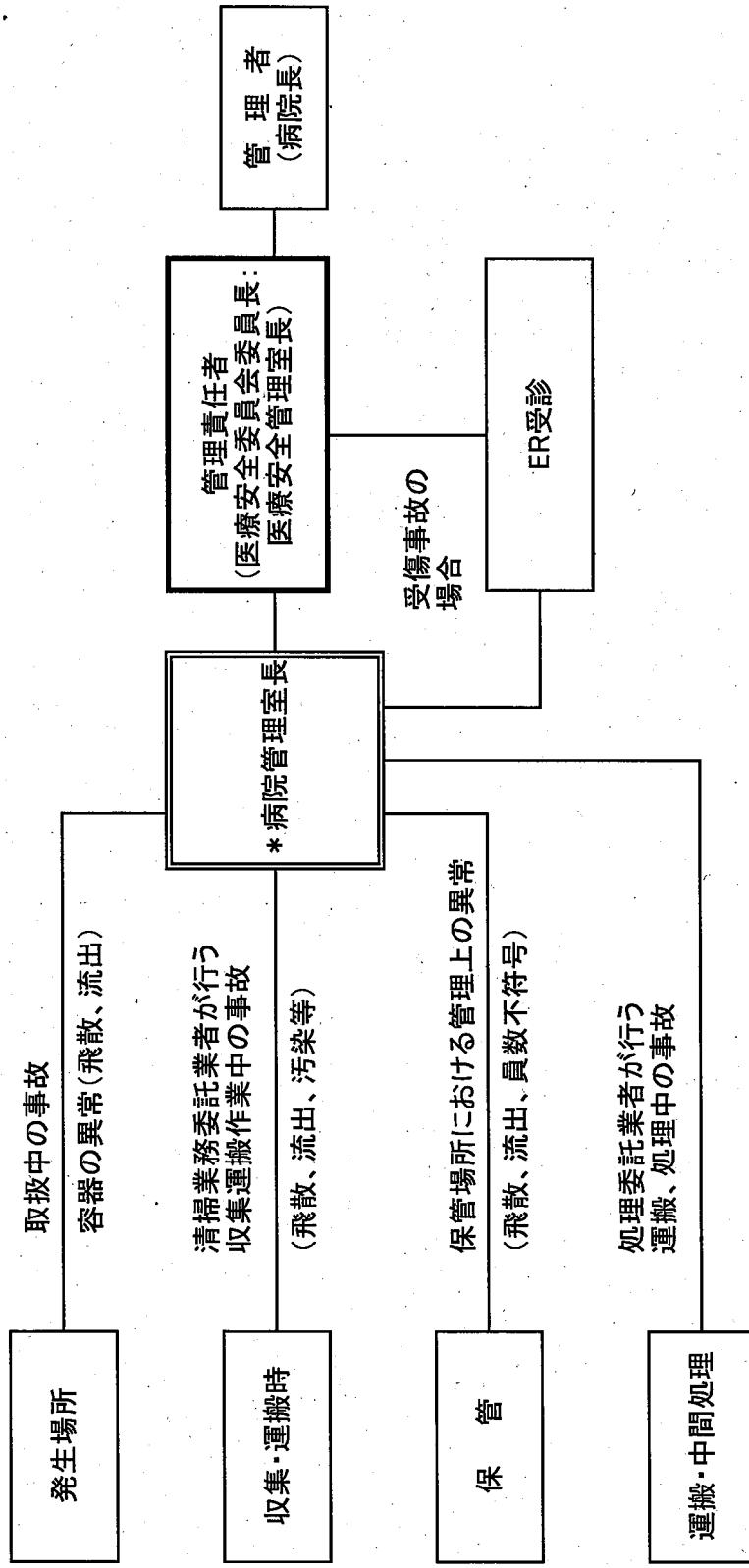
	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	全処理委託量	196 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	196 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
収集・運搬・処理に関し定期的に現地確認を行っている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	195 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	195 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	継続して現場確認をすることで、適切に収集・運搬・処分されていることを確認する。		
	【前年度（令和4年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	196 t	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	継続して使用。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 6. 緊急時の関係者への連絡体制



\* 休日・夜間ににおける人身事故等、時間外の緊急連絡が必要な場合は、市立病院緊急連絡網により連絡。

## 2. 分別・梱包及び処理要領

分類		別種	回収容器	院内保管	院内処理	色分	收集運搬	委託業者	院外処理要領
法令上の分類	分別区分	種類							
事業系一般 非感染性	可燃ごみ 産業廃棄物	紙・繊維類 金属缶等 金属製機器類 ガラス屑	専用樹脂容器等 ごみ回収力一ト 専用樹脂容器等 ごみ回収力一ト 専用樹脂容器等 個別回収 専用樹脂容器等	ごみ貯留装置 ストックヤード ストックヤード ストックヤード	減容 紫 茶 灰	燈 毎日 毎日 隨時 随时	清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者	清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者
特別管理一般 感染性	病理解棄物 産業廃棄物	紙類・繊維類 プラスチック 金属、ガラス屑 汚泥 ガラス屑	血液・本液等付着 物 血液等 血液・薬付着物類	集塵室内保管 必要に応じ現場一時保管	無	毎日	清掃業務委託業者	感染性廃棄物処理 者(溶融)	特別管理産業廃棄物処理業者
特別管理産業 非感染性	小型不燃ごみ 大型ごみ 酸性廃棄物 廃アルカリ 廃油	小型不燃物類 家電・事務機器類 酸性廃液類 アルカリ性廃液類 油脂・溶剤類	専用樹脂容器 個別回収 樹脂容器等 樹脂容器等 金属容器等	個別回収 専用樹脂容器 ストックヤード 本館北側貯留槽 本館北側貯留槽 指定場所	現場一時保管 赤 無 無 無	随时 月1回 月1回 随时 随时	清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者 清掃業務委託業者	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者 産業廃棄物処理業者
資源化物	段ボール 古紙類 ペットボトル 空き缶 空き瓶	揮発油 塗料 油類	指定溶剤 金属容器等	指定場所	無	随时		特別管理産業廃棄物 処理業者	リサイクル業者 リサイクル業者
					無	月2回	清掃業務委託業者		
					無	月2回	清掃業務委託業者		
					青	随时	清掃業務委託業者		
					綠	随时	清掃業務委託業者		
					黃	随时	清掃業務委託業者		